

商品概要説明書

J A 教育ローン（ジャックス保証型）

（2025 年 3 月 1 日現在）

1. 貸出対象者の資格基準	次の条件を満たす方 （１）借入申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下（完済時年齢 70 歳以下） （２）安定・継続した収入の見込める方 （３）過去に不渡り、延滞等事故がなく、保証会社の保証が受けられる方 （４）借換の場合は、借換対象教育ローンで直近 6 ヶ月以内に返済延滞がない方
2. 対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
3. 資金使途	（１）入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等 （２）支払済み教育資金 申込受付前 3 ヶ月以内に現金で支払いしたもの （３）教育ローンの借換資金（自行・他行を問わず） （４）その他、甲が認めた教育資金
4. 融資金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） 但し、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内とし、借換資金の場合は、残存一括償還金額を上限とする
5. 融資期間	6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（元金据置期間含む） 元金据置期間の上限は次の通りとする ①入学前の 7 ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の 3 ヶ月間以内 但し、留年、留学等により卒業年月が伸びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとし、借換資金の場合は、残存償還期間を上限とする
6. 融資形式	証書貸付
7. 融資方法	顧客口座振込
8. 融資利率	当 JA 所定の利率
9. 返済方法	（１）毎月元利均等返済 （２）毎月元利均等返済とボーナス返済の併用 （但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50 % 以内） （３）元金据置返済 据置期間中は毎月利息のみの返済

10. 利息徴収方法	当JA所定の方法
11. 保証料	当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきます なお、保証料は、借入利率に含む。
12. 担保	不要
13. 連帯保証人	原則として不要 但し、保証会社が必要と判断した場合は連帯保証人を徴求する
14. 徴求書類	(1) 本人確認書類 当JAが定める書類の写し (2) 所得を証明する書類 当JAが定める書類の写し 但し融資金額が100万円以下の場合は徴求不要 (3) 資金使途確認のための徴求書類 ①入学に必要な資金の場合 合格証明書、納付書、進学する学校からの入学案内等、進学することが確認できる書類 ②在学中に必要な資金の場合 学生証、在学証明書等、在学していることが確認できる書類 ③支払い済み資金の場合は、3ヶ月以内に発行された領収書 ④借換資金の場合 残存期間および全額繰上返済金額が確認できる書類 直近6ヶ月間の返済遅延が無いことを確認できる書類

JA鳥取中央

商品概要説明書

J A 教育ローン（トワライズ保証型）

（2025 年 3 月 1 日現在）

商品名	J A 教育ローン（トワライズ保証型）
ご利用いただける方	○教育施設（「国の教育ローン」対象校に準じる。ただし、外国の教育施設の場合は、J A から振込可能な場合に限定した取扱とする。）に就学予定または就学中の子弟を有する方。 ○借入時年齢は 20 歳以上 65 歳以下の方。 ○安定継続した収入がある方。 ○勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。ただし、年金受給者は除きます。 ○生活の本拠が定まっており、原則として地区内居住 1 年以上ある方。ただし、地区外に居住している者であっても、地区内において勤務に従事する者を含む方。 ○年間元利返済額が前年度税込年収の 40 % 以内とします。（ただし、年間元利返済額には他の金融機関からの全ての借入金の年間元利返済額を合算するものとします。） ○株式会社トワライズが保証を承諾した方。
資金使途	子弟の入進学に必要な次の資金とします。 （1）学校への納付金…入学金、授業料等 （2）受験のための費用…受験料、受験のための交通費等 （3）その他…入進学に際し必要な資金 （4）借換…教育資金の他金融機関借入の返済資金 借換対象の教育資金に 1 年以上の返済実績があり、かつ直近の 1 年間の返済実績に延滞がないこととします。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、借換の場合は既借入残高を限度とします。
借入期間	○融資期間は 16 年 6 ヶ月以内（元金据置期間を含む。）とします。 所定の在学期間（卒業予定年の 3 月末日まで）を限度とし、最長 6 年 6 ヶ月（入学前 6 ヶ月を含む。）の元金据置期間を設けることができます。 据置期間終了後の返済期間は、最長 10 年以内とします。
借入利率	【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用いたします。

	り適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 1.5%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元金据置期間中の返済は、利息のみといたします。 ○貸付対象子弟が退学（学籍喪失）した場合は以下の通りといたします。 ・借入者に退学（学籍喪失）届を提出する。 ・据置期限を繰上げ、償還方法を変更いたします。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社トワライズ）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部融資課（電話：0858-23-3052）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会岡山仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 鳥取中央